

監査第256号  
令和6年9月17日

埼玉県知事 大野元裕様

埼玉県監査委員 間嶋 順一

埼玉県監査委員 小笠原 薫子

埼玉県監査委員 立石 泰広

埼玉県監査委員 日下部 伸三

### 令和5年度埼玉県内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき審査に付された令和5年度埼玉県内部統制評価報告書について、埼玉県監査基準に準拠し審査したので、その結果について意見書を提出します。

## 第1 審査の概要

### 1 審査の対象

令和5年度埼玉県内部統制評価報告書

### 2 審査の着眼点

監査委員による令和5年度埼玉県内部統制評価報告書の審査は、埼玉県知事が作成した内部統制評価報告書について、埼玉県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討し、審査した。

### 3 審査の実施内容

令和5年度埼玉県内部統制評価報告書について、埼玉県知事から報告を受け、「埼玉県監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成31年3月総務省)」の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、内部統制評価部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

## 第2 審査の結果

### 1 審査意見

令和5年度埼玉県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。  
なお、次のとおり一部に留意又は改善を要する事項が認められた。

## 2 留意又は改善を要する事項

### (1) 有効性を高めた内部統制について

令和5年度は財務に関する事務に係る重大な不備は確認されていないが、制度導入当初から対象としている知事部局の運用上の不備件数は38件で前年度に比べて9件増加している。

その要因としては、チェック機能が不十分であったことや確認作業を怠ったことなどによる財務事務処理の確認不足が全体の6割を占めているが、前年度対比で最も増加したのは財務規則等の理解不足による職員の必要な知識の不足であった。

今回の評価結果を踏まえ、内部統制制度において各課所が設定したリスクは財務規則等でどのように事務処理が定められているかといった適正な知識の習得・定着に改めて取り組む必要がある。

そのため、財務規則等を所管する関係機関と連携して評価結果を分析するほか、財務会計事務に関する庁内研修やOJTによる職場内研修の充実を働きかけるなど、正しい財務会計事務の理解の下で内部統制の有効性を高めていただきたい。

また、知事部局における運用上の不備が減らない状況を踏まえ、各課所において内部統制全体の観点から、リスク設定及びリスク対応策を毎年度、適宜・適切に見直していただきたい。

### (2) 効果的・効率的な評価の実施について

令和5年度から新たに教育委員会が内部統制評価の対象に加わった。導入初年度は、運用上の不備の発生件数や発生割合が知事部局より多い状況であり、校舎等の維持管理修繕、行政財産の使用許可、授業料等の現金領収、授業等で使用する物品購入など学校特有の事務に対する不備の発生が見受けられる。

評価部局においては教育委員会の特徴を把握し、本庁機関の主管課と連携してリスク設定や不備の抑制に取り組んでいただきたい。

また、教育委員会が対象機関に加わり評価に係る業務量は倍増している。オンラインを活用した効率的な聴取調査を実施して内部統制制度への理解促進に一層努めるほか、評価事務に当たっては重点評価項目を設定するなど効果的な評価に努めていただきたい。